



鳥取県公報

令和元年6月14日（金）
号外第11号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **公安規則** 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（2）（交通企画課）・・・・・・・・・・ 2

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月14日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

鳥取県公安委員会規則第2号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(軽車両の乗車又は積載の制限)</p> <p>第8条 法第57条第2項の規定による軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 2輪又は3輪の自転車には、次に掲げる場合を除き、運転者以外の者を乗車させないこと。</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>(オ) 16歳以上の運転者が次の表に掲げる道路において、タンデム車（2つの乗車装置及びペダルが前後に並んだ構造を有する自転車をいう。）に運転者以外の者1人を乗車させる場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">路 線 名</th> <th style="width: 80%;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 2px solid black;">一般国道 431号</td> <td style="border: 2px solid black;">境港市高松町地内臨港道路竹内南線と接続する地点から米子市和田町地内和田町1区交差点まで（自転車歩行者専用道路に限る。）</td> </tr> <tr> <td>一般県道 鳥取河原 自転車道 線</td> <td>鳥取市江津地内鳥取市道江津浜坂線と接続する地点から同市国安地内一般国道53号と接続する地点まで（同市天神町地内古市橋を除く。）</td> </tr> <tr> <td>一般県道 倉吉東郷 自転車道 線</td> <td>倉吉市伊木地内倉吉大橋東詰から東伯郡湯梨浜町はわい長瀬地内湯梨浜町道北^{めい}中学校新川線と接続する地点まで</td> </tr> <tr> <td>臨港道路 竹内マリ ーナ線</td> <td>境港市竹内団地地内臨港道路竹内南線と接続する地点</td> </tr> <tr> <td>臨港道路 竹内南線</td> <td>境港市竹内団地地内臨港道路竹内マリーナ線と接続する地</td> </tr> </tbody> </table>	路 線 名	区 間	一般国道 431号	境港市高松町地内臨港道路竹内南線と接続する地点から米子市和田町地内和田町1区交差点まで（自転車歩行者専用道路に限る。）	一般県道 鳥取河原 自転車道 線	鳥取市江津地内鳥取市道江津浜坂線と接続する地点から同市国安地内一般国道53号と接続する地点まで（同市天神町地内古市橋を除く。）	一般県道 倉吉東郷 自転車道 線	倉吉市伊木地内倉吉大橋東詰から東伯郡湯梨浜町はわい長瀬地内湯梨浜町道北 ^{めい} 中学校新川線と接続する地点まで	臨港道路 竹内マリ ーナ線	境港市竹内団地地内臨港道路竹内南線と接続する地点	臨港道路 竹内南線	境港市竹内団地地内臨港道路竹内マリーナ線と接続する地	<p>(軽車両の乗車又は積載の制限)</p> <p>第8条 法第57条第2項の規定による軽車両の乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。</p> <p>ア 2輪又は3輪の自転車には、次に掲げる場合を除き、運転者以外の者を乗車させないこと。</p> <p>(ア)～(エ) 略</p> <p>(オ) 16歳以上の運転者が次の表に掲げる道路において、タンデム車（2つの乗車装置及びペダルが前後に並んだ構造を有する自転車をいう。）に運転者以外の者1人を乗車させる場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">路 線 名</th> <th style="width: 80%;">区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般県道 鳥取河原 自転車道 線</td> <td>鳥取市江津地内鳥取市道江津浜坂線と接続する地点から同市国安地内一般国道53号と接続する地点まで（同市天神町地内古市橋を除く。）</td> </tr> <tr> <td>一般県道 倉吉東郷 自転車道 線</td> <td>倉吉市伊木地内倉吉大橋東詰から東伯郡湯梨浜町はわい長瀬地内湯梨浜町道北^{めい}中学校新川線と接続する地点まで</td> </tr> </tbody> </table>	路 線 名	区 間	一般県道 鳥取河原 自転車道 線	鳥取市江津地内鳥取市道江津浜坂線と接続する地点から同市国安地内一般国道53号と接続する地点まで（同市天神町地内古市橋を除く。）	一般県道 倉吉東郷 自転車道 線	倉吉市伊木地内倉吉大橋東詰から東伯郡湯梨浜町はわい長瀬地内湯梨浜町道北 ^{めい} 中学校新川線と接続する地点まで
路 線 名	区 間																		
一般国道 431号	境港市高松町地内臨港道路竹内南線と接続する地点から米子市和田町地内和田町1区交差点まで（自転車歩行者専用道路に限る。）																		
一般県道 鳥取河原 自転車道 線	鳥取市江津地内鳥取市道江津浜坂線と接続する地点から同市国安地内一般国道53号と接続する地点まで（同市天神町地内古市橋を除く。）																		
一般県道 倉吉東郷 自転車道 線	倉吉市伊木地内倉吉大橋東詰から東伯郡湯梨浜町はわい長瀬地内湯梨浜町道北 ^{めい} 中学校新川線と接続する地点まで																		
臨港道路 竹内マリ ーナ線	境港市竹内団地地内臨港道路竹内南線と接続する地点																		
臨港道路 竹内南線	境港市竹内団地地内臨港道路竹内マリーナ線と接続する地																		
路 線 名	区 間																		
一般県道 鳥取河原 自転車道 線	鳥取市江津地内鳥取市道江津浜坂線と接続する地点から同市国安地内一般国道53号と接続する地点まで（同市天神町地内古市橋を除く。）																		
一般県道 倉吉東郷 自転車道 線	倉吉市伊木地内倉吉大橋東詰から東伯郡湯梨浜町はわい長瀬地内湯梨浜町道北 ^{めい} 中学校新川線と接続する地点まで																		

	点から境港市高松町地内一般 国道431号と接続する地点ま で			
夢みなと 緑地内道 路	境港市竹内団地255-1から 臨港道路竹内マリーナ線と接 続する地点まで			
(カ) 略 イ 略 (2)～(4) 略		(カ) 略 イ 略 (2)～(4) 略		

附 則

この規則は、令和元年6月15日から施行する。